

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

東京上野税務署(上野合同庁舎) [\(案内図\)](#)

※浅草、東京上野、小石川及び本郷税務署の4署合同による申告書作成会場です。

所在地

台東区池之端1-2-22

最寄り駅

JR上野駅 徒歩12分 東京メトロ千代田線湯島駅 徒歩3分
JR御徒町駅 徒歩12分 東京メトロ銀座線上野広小路駅 徒歩10分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は、東京国税局において受付・相談を行います。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 東京国税局 [\(案内図\)](#)

所在地 中央区築地5-3-1

最寄り駅 都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分
東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分
東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655 東京都台東区池之端1-2-22)へ送付していただきますようお願いいたします。

その他

- お車でのご来場はご遠慮ください。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- 上記開設期間の前は浅草税務署にて相談を受け付けております。
- 浅草税務署には、譲渡所得及び贈与税の相談に対応できる職員は常駐していません。
ただし、2月3日(月)、6日(木)、10日(月)、13日(木)のみ、土地、建物及び株式(特定口座を除く)などの譲渡所得及び贈与税の相談を受け付けていますので、ご了承ください。
- 作成済みの申告書等を窓口にて提出のみされる場合は、浅草税務署で受付を行っています。